

≪判例研究≫

遺留分減殺請求権の代位行使の可否

最判平成 13 年 11 月 22 日民集 55 卷 6 号 1033 頁

〔判決要旨〕

遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が、これを第三者に譲渡するなど、権利行使の確定的意思を表明したと認められる特段の事情が無い限り、債権者代位権の目的とすることはできない。

〔事実〕

被相続人 A には四男六女の子がおり、配偶者は既に死亡していた。三男 B は独立して商売を営み、A から援助を受けていた。五男 X (原告、被控訴人、被上告人) は両親と同居し、家業の農業経営のかたわら以前から両親を扶養していた。A は昭和 51 年 5 月 8 日に、宅地建物 (以下「本件宅地」と呼ぶ) および農地を X に、二筆の農地を四男 C にそれぞれ相続させる旨の公正証書遺言をした。平成 8 年 8 月 10 日、A が死亡。十人の相続人の中で遺留分減殺請求権を行使した者はいなかった。

ところで B は、金融業者 Y (被告、控訴人、上告人) から昭和 56 年 7 月 6 日に 30 万円を、同月 27 日を弁済期として、利息日歩 15 銭 (年利 54.75%)、遅延損害金日歩 20 銭 (同 73%) の約定で借り入れた。しかし返済できず、昭和 61 年に Y から貸金返還請求訴訟が提起され、翌年 2 月に敗訴。元金 30 万円および遅延損害金 (年利 36%) の支払いが命じられた。

平成 3 年頃から Y は B に返済の交渉をしたが、B は将来入るであろう相続財産から支払うと答えていた。

その後 Y は平成 8 年に時効中断のため再度訴えを提起し、前回同様の判決を得た。そして A の死亡によって相続が開始された日から 5 ヶ月後の平成 9 年 1 月 10 日に、Y は本件宅地 (同年 2 月 2 日付土地評価証明書によると 3900 万円余り) につき相続を原因とする共有登記を経た上、B (当時無資力) への貸金債権に基づく強制執行開始決定を得た。同月 22 日、Y はこのうちの B の共有持分 (10 分の 1) につき差押登記をした。

この差押登記を受けて X は、Y の差押に対して第三者意義の訴えを提起したが、Y は第一審係属中の平成 9 年 6 月に、準備書面にて B に代位して X に対する遺留分減殺請求権行使の意思表示をした。仮に A の遺言が有効だとしても、Y にはなお 20 分の 1 の持分に対して強制執行をする権利があるというのである。

第一審 (浦和地裁越谷支部) は X の請求を任認容し、代位行使は許されないと判示した。

原審 (東京高裁) も一審の判決を支持し、遺留分減殺請求権の行使は「親子、兄弟、姉

妹などの身分的人格的關係にある遺留分権利者の自由な意思に委ねるのが適当である」から、遺留分権利者の債権者は遺留分減殺請求権を代位行使することができないと判示した。

Yが上告。

〔判決理由〕——上告棄却

「遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が、これを第三者に譲渡するなど、権利行使の確定的意思を有することを外部に表明したと認められる特段の事情がある場合を除き、債権者代位の目的とすることができないと解するのが相当である」

「遺留分制度は、被相続人の財産処分自由と身分関係を背景とした相続人の諸利益との調整を図るものである。民法は、被相続人の財産処分自由を尊重して、遺留分を侵害する遺言について、いったんその意思どおりの効果を生じさせるものとした上、これを覆して侵害された遺留分を回復するかどうかを、専ら遺留分権利者の自律的決定にゆだねたものといえる（1031条、1043条参照）。そうすると、遺留分減殺請求権は、前記特段の事情がある場合を除き、行使上の一身専属性を有すると解するのが相当であり、民法423条1項ただし書にいう『債務者ノ一身ニ専属スル権利』に当たるといふべきであつて、遺留分権利者以外の者が、遺留分権利者の減殺請求権行使の意思決定に介入することは許されないと解するのが相当である。民法1031条が、遺留分権利者の承継人にも遺留分減殺請求権を認めていることは、この権利がいわゆる帰属上の一身専属性を有しないことを示すものにすぎず、上記のように解する妨げとはならない。なお、債務者たる相続人が将来遺産を相続するか否かは、相続開始時の遺産の有無や相続の放棄によって左右される極めて不確実な事柄であり、相続人の債権者は、これを共同担保として期待すべきではないから、このように解しても債権者を不当に害するものとはいえない」

〔参照条文〕

民法423条1項、同法1031条

〔研究〕

本判決は、遺留分権利者の債権者が、遺留分減殺請求権を代位行使できるか否かについて、最高裁判所が始めて判断を下した判例である。

最高裁は、遺留分減殺請求権をいわゆる行使上の一身専属性であると解し、遺留分減殺請求権の行使を原則として認めなかった（同旨、内田貴『民法IV』〔2002年〕507頁、於保不二雄『債権総論』〔新版、1964年〕166頁、山口純夫「遺留分減殺請求権の代位行使の可否」判タ751号53頁）。

しかし通説は、遺留分は財産権であるから、代位行使は許されると解している（中川善之助＝泉久雄『相続法』〔第四版、2000年〕662頁、中川淳・新版注釈民法〔28、補訂版、2002年〕476頁、伊藤昌司「遺留分減殺請求権を債権者代位の目的とすることの可否」民

商 126 卷 6 号 136 頁、右近健男「遺留分減殺請求は債権者代位権の目的となるか」判評 524 号 34 頁、久保宏之「遺留分減殺請求権を債権者代位の目的とすることの可否」私法判例リマークス 26 号 30 頁)。はたして最高裁の判断は妥当であろうか。

まず、本判決以前に下された遺留分減殺請求権の性質に関する裁判所の判断としては、東京地裁平成 2 年 6 月 26 日判決(家月 43 卷 5 号 31 頁)がある。事案は、共同相続人の一人に対して金銭債権を有する債権者が遺贈目的物である不動産上の遺留分を差し押さえたのに対して、同じく相続人である他の二人から第三者意義の訴えが提起されたというものであった。東京地裁は、相続人の訴えを認容し、遺留分減殺請求権の行使は被相続人と「身分的人格的關係を有する遺留分権利者とその相続人の自由な意思決定に委ねるのが適当である」から、相続人の債権者が関わる余地は無いと判示していた。本件最高裁判決も、右東京地裁判決と同じ立場に立つ。

遺留分権利者が遺留分減殺請求権を行使した場合、取り戻した財産は遺留分権利者に帰属し、遺留分権利者の固有債権者の共同担保となって債権者代位権の目的となる。

学説は、遺留分減殺請求権の行使を遺留分権利者のみの意思に委ねることについて「権利の行使が権利者の自由選択に委ねられているのは、減殺請求権に限ったことではなく、全ての権利についていいうることであり、「遺留分権利者が無資力である場合においても、遺留分権利者の自由意思が尊重されるべきか」と疑問を呈する(高木多喜男「遺留分減殺請求権の代位行使の許否」私法判例リマークス 3 号 91 頁、93 頁。同旨、伊藤昌司「遺留分減殺請求権は債権者代位の目的になるか」判評 400 号 34 頁)。

民法は、遺留分減殺請求権は遺留分権利者とその「承継人」が行使できると定めている(1031 条)。通説は、単に「承継人」と定めているだけであるから、遺留分は譲り渡すことができるかと解する(中川=泉・前掲書 662 頁。最高裁も譲渡性は認めている)。このように考えると、最終的に「誰にでも譲渡でき、そうなれば誰でも行使できるようになる権利が行使上の一身専属権といえるだろうか(久保・前掲評論 32 頁)疑問である。取引の安全を図るため、遺留分減殺請求権は行使上の一身専属性を有せず、財産権であると言うべきであろう。

以上のように解すると、相続人である債務者が債権者に対して、将来の相続を引き合いにして債権者からの不当な返還請求を未然に防ぐ道が開かれることになる。この場合、債権者は、返済の猶予に応じないのであれば法的措置を取るようになるが、遺留分が財産権であるとの認識が広まれば返還の猶予によって債務者を保護することにも最終的にはつながるであろう(なお、渡辺博己「遺留分減殺請求権の代位行使—相続人債権者から見た最一小判平 13・11・22—」金法 1670 号 12 頁参照)。

ところで、限定承認がなされた場合はどうなるか、という問題がある。限定承認がなされたときは、減殺請求によって取り戻した財産は相続財産に汲み入れられ、遺留分権利者の債権者に代位行使を認めても債権の引当にならず、相続債権者の権利のみが確保されることになる。このような場合、遺留分権利者の債権者に遺留分減殺請求権の代位行使を認

めるべきであろうか。

学説は、肯定説（中川＝泉・前掲書 666 頁）と否定説（我妻榮＝唄孝一『相続法』〔判例コンメンタール、1966 年〕 318 頁、高木・前掲評論 94 頁）とに分かれている。

高木教授は「空振りに終わるかも知れず、余剰があっても僅かであろう」から、遺留分権利者の債権者が介入するのは妥当ではないと主張される（前掲評論 94 頁）。しかし、中川教授、泉教授の言われるように、「固有の債権者の代位行使が全く無意味となるとばかりもいえないであろう（清算後相続人に積極財産が帰属することもありうるからである）」（前掲書 666 頁）から、残り僅かな財産だとしても、その財産を目当てにする債権者の保護のため、代位行使を認めるべきであると思われる。

〔参考文献〕

本文中に引用したもののほか

加藤永一『遺留分』（叢書民法総合判例研究、1980 年） 36 頁

我妻榮『債権総論』（新訂版、1964 年） 166 頁

中田裕康「最高裁判所民事判例研究」法協 119 巻 11 号 195 頁

工藤祐巖「遺留分減殺請求権を債権者代位権の目的とすることの可否」ジュリ 122 号 74 頁

木下重康「遺留分減殺請求権の代位行使の可否」判タ 762 号 168 頁

旧法時代の判例として

水戸地判下妻支判大正 11 年 3 月 28 日評論 11 巻 259 頁

最判昭和 25 年 4 月 28 日民集 4 巻 4 号 152 頁